

令和6年度 松山市立河野小学校いじめ防止基本方針

令和6年5月7日 改定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、河野小学校では、全ての児童がいじめを行わないように、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、学校、地域住民、その他の関係者が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を果たしながら、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

校長、教頭、教務主任、生徒指導部員（生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年生徒指導担当）

【家庭地域等】

PTA
学校評議員
公民館

【外部専門家】

教育支援センター
弁護士
所轄警察署等
スクール
カウンセラー

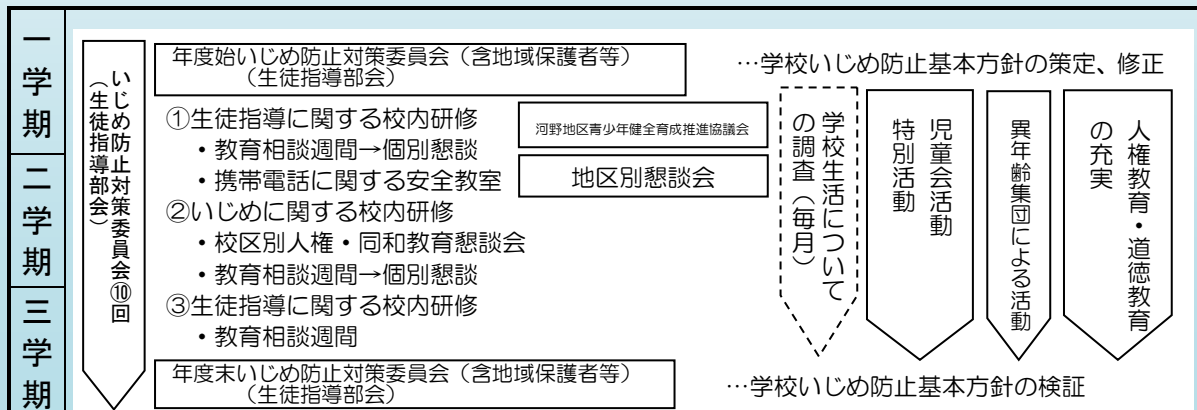
【関係機関】

松山市教育委員会
松山市子ども総合相談センター
愛媛県福祉総合支援センター
医療機関
法務局 愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で確認し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ防止基本方針」や「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導のあり方などについて、教職員間の認識の共有を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする人権尊重の支持的風土づくりに努める。また、道徳科を中心とし、各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめの防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いのことを認め合い、心のつながりを感じることのできる学級経営の充実を図る。
- ⑥ 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画する。
松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」での他校との交流や「まつやま・いじめ0の日」の自校での取組を通して、いじめのない学校づくりに積極的に取り組む児童を育てる。
- ⑦ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 「きめ細やかな実態把握」
定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、個別面談、日記、家庭との連絡等、機会を捉えてきめ細かな実態把握に努める。
- ② 「児童の情報共有」
児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする（学年会、生徒指導部会、職員会議の有効活用）。
- ③ 「相談体制の整備」
教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない子どもやいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
「松山市子ども総合相談センター」や「スクールカウンセラー」等、学校以外の相談窓口について周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童またはその保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応についての情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含む）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働き掛けと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為である可能性があれば、所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に適切な援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。○ 子どもの様子が変わったと思ったら、迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。○ 我が子が「いじめる側」にならないよう話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けてください。○ いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校に連絡をお願いします。○ 地域や学校の行事に積極的に参加してください。○ 子どもたちは、「地域の宝」です。地域を子どもにとっての安らぎの場となるように、ご協力をお願いします。